

鳥取県選挙管理委員会告示第 61 号

昭和 61 年鳥取県選挙管理委員会告示第 33 号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前																									
1 略		1 略																									
2 老人ホーム		2 老人ホーム																									
<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>養護老人ホームシルバー倉吉</u></td><td>倉吉市福庭町二丁目145</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>ケアハウスすこやか</td><td>八頭郡八頭町宮谷<u>165-1</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	施設名	所在地	略		<u>養護老人ホームシルバー倉吉</u>	倉吉市福庭町二丁目145	略		ケアハウスすこやか	八頭郡八頭町宮谷 <u>165-1</u>	略			<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>倉吉市立養護老人ホームシルバー倉吉</u></td><td>倉吉市福庭町二丁目145</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>ケアハウスすこやか</td><td>八頭郡八頭町宮谷<u>165</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	施設名	所在地	略		<u>倉吉市立養護老人ホームシルバー倉吉</u>	倉吉市福庭町二丁目145	略		ケアハウスすこやか	八頭郡八頭町宮谷 <u>165</u>	略		
施設名	所在地																										
略																											
<u>養護老人ホームシルバー倉吉</u>	倉吉市福庭町二丁目145																										
略																											
ケアハウスすこやか	八頭郡八頭町宮谷 <u>165-1</u>																										
略																											
施設名	所在地																										
略																											
<u>倉吉市立養護老人ホームシルバー倉吉</u>	倉吉市福庭町二丁目145																										
略																											
ケアハウスすこやか	八頭郡八頭町宮谷 <u>165</u>																										
略																											
3 及び 4 略		3 及び 4 略																									